

請負工事契約約款

サン電通株式会社

2026年4月

目 次

第 1 条	総 則	1
第 2 条	施工区域機密	1
第 3 条	機密情報等の適切管理	1
第 4 条	個別契約の締結	2
第 5 条	依頼書の解釈等	2
第 6 条	関連工事の調整諸	3
第 7 条	法規等の遵守	3
第 8 条	安全の確保	3
第 9 条	環境保全等	3
第 10 条	権利義務の譲渡の禁止	3
第 11 条	一括委任または一括下請の禁止	3
第 12 条	社会保険・インボイス制度への対応	4
第 13 条	知的財産権等	4
第 14 条	工程の承認	4
第 15 条	発注者の工事担当者等	4
第 16 条	工事用道具・工事材料	4
第 17 条	工事用電力および工事用水	5
第 18 条	依頼書不適合の場合の改造義務および破壊検査等	5
第 19 条	官庁検査	5
第 20 条	工事目的物の検査および引渡し	5
第 21 条	検査の立会	6
第 22 条	工事目的物の帰属	6
第 23 条	工事目的物の引渡し前の使用	6
第 24 条	工程および工期の遅延に対する措置	6
第 25 条	延滞償金	6
第 26 条	臨機の措置	7
第 27 条	工事の設計変更または中止	7
第 28 条	契約内容の変更	7
第 29 条	賃金または物価等の変動にもとづく請負代金の変更	8
第 30 条	請負代金の支払	8
第 31 条	契約不適合責任	8
第 32 条	発注者および第三者に対する損害	9
第 33 条	危険負担	9
第 34 条	天災地変その他不可抗力による損害	10
第 35 条	契約の解除	10
第 36 条	契約解除の場合の取扱い	11
第 37 条	反社会的勢力への対応	11
第 38 条	カルテル等への対応	12

第39条	違約金等の支払	12
第40条	特約条項	13
第41条	簡易工事の取扱い	13
第42条	疑義の解明	13
第43条	裁判管轄および準拠法	13
第44条	契約期間	13

サン電通株式会社（以下、「発注者」という。）は、工事請負者（以下、「受注者」という。）との間で、工事請負契約を締結するにあたり、双方が遵守すべき基本的な契約条件を、次の通り請負工事契約約款として定める。

（総 則）

第1条 発注者および受注者は、発注者の発注する工事について、本契約約款に定めるところにより工事請負契約を締結し、日本国の法令を遵守のうえ、信義に従って誠実にこれを履行するものとする。

2. 受注者は、次の各号に規定する事項にしたがい、契約工期内に工事を完成するものとし、発注者は、これに対し、請負代金を支払うものとする。

(1) 本契約約款

(2) 発注者が発行する注文書、工事図面、その他工事関係書類（以下総称して「依頼書」という。）

(3) 前各号のほか発注者の指示

3. 仮設、施工方法その他工事目的物を完成するために必要な一切の手段（以下「施工方法等」という。）については、本契約約款ならびに依頼書に特別な定めがある場合を除き、受注者がその責において定める。

（施工区域）

第2条 契約において受注者が請負う施工区域の区分は次のとおりとする。

広島県を中心とした中国地方全域および香川県・愛媛県の一部

（機密情報等の適切管理）

第3条 発注者および受注者は、契約の締結または契約の履行において相手方から得られた、機密である旨示された情報、非公開情報（託送供給および電力量調整供給の業務に関する公表されていない情報であって、小売電気事業、発電事業または特定卸供給事業に影響を及ぼし得るもの）および個人情報（以下あわせて「機密情報等」という。）を適切に管理し、機密情報等の漏えい、消失、破壊、改ざん、または機密情報等に対する不正アクセス（以下「漏えい事故」という。）が生じないよう万全の対策を講じる。

2. 前項に定める機密情報等は、書面、口頭、電子記録媒体その他形態を問わない。

3. 発注者および受注者は、契約の履行のために必要な範囲においてのみ機密情報等を取り扱うことができるものとし、この限度を超えて機密情報等を取り扱ってはならない。

4. 受注者は、発注者からの指示に基づき、非公開情報の取扱いに関する教育を実施するとともに、その実施結果について発注者に報告する。

5. 発注者および受注者は、機密情報等の受領、使用、提供、複製、返却および廃棄に関する記録を作成し、相手方から要求があった場合は、当該記録を提出して必要な報告を行う。

6. 発注者および受注者は、前項の記録をしゅん工後3年間保存する。

7. 発注者は、受注者に事前に通知のうえ受注者の事業所に立入り、機密情報等の管理状況を調査することができるものとする。
8. 受注者において漏えい事故が発生したときまたはそのおそれがあると判断した場合は、漏えい事故の発生原因の如何にかかわらず、受注者は直ちにその旨を発注者に報告し、発注者の指示に従って直ちに応急措置を講じるものとする。なお、当該措置を講じた後直ちに漏えい事故および応急措置の報告ならびに漏えい事故再発防止策を書面により発注者に提示しなければならない。
9. 受注者は、漏えい事故が自らの責に帰すべき事由による場合は、前項のほか、漏えい事故の拡大防止や收拾のために必要な措置について、発注者の別途の指示に従うものとする。
10. 漏えい事故が受注者の責に帰すべき事由による場合において、発注者が発注者の顧客等から損害賠償請求その他の請求を受けたときは、発注者は受注者に対し、その解決のために要した費用（損害賠償金を含むがこれに限定されない。）を合理的な範囲で求償することができるものとする。なお、当該求償権の行使は、発注者の受注者に対する損害賠償請求権の行使を妨げるものではない。
11. 受注者は、機密情報等について、次の各号に該当する場合は、直ちにその複製物も含めて発注者に返却するものとする。ただし、電子媒体を介さない機密情報等または発注者の指示により個人情報を廃棄する場合は、当該情報が判別できないよう必要な措置を施したうえで廃棄するものとする。なお、これらの場合においては、第5項に定める機密情報等に関する記録を提出し、必要な報告を行うものとする。
 - (1) 契約にもとづく使用目的が終了した場合
 - (2) 第27条の規定により工事が中止・打切りされた場合
 - (3) 第35条の規定により契約が解除された場合
 - (4) 相手方からその返却を求められた場合
12. 第1項から第10項は、契約の終了または解除にかかわらず効力を有するものとする。

(個別契約の締結)

- 第4条 個別契約は原則、発注者が受注者に注文書を発行し、受注者が注文請書を提出することにより締結する。
2. 個別契約は、メール、FAXその他電磁的方法によっても行うことができるものとする。
 3. 契約手続きにおける紙による注文請書の取り交わしにかかる印紙税は、受注者が負担するものとし、注文書および注文請書に代えて契約書を作成した場合は、これに必要な印紙税は、発注者および受注者が折半して負担するものとする。

(依頼書の解釈等)

- 第5条 依頼書の記載事項に疑義が生じた場合または依頼書に記載のない事項については、発注者と受注者が双方協議のうえ解決するものとする。

(関連工事の調整)

第6条 発注者は、受注者の施工する工事と発注者自身が行う工事あるいは発注者の発注に係る第三者の施工する工事が密接に関連する場合は、必要に応じ、その施工について調整を行うものとする。この場合、受注者は、発注者の調整に従い、他者が行う工事の円滑な施工に協力しなければならない。

(諸法規等の遵守)

第7条 受注者は、工事の施工にあたっては、工事の施工に関する関係諸法規および依頼書等その他発注者の定める諸規則を遵守するとともに、官公署等に対して、必要な許可の申請および諸願届等一切の手続を行わなければならない。ただし、法令等の規定により発注者が自ら手続すべきものについては、この限りでない。

(安全の確保)

第8条 受注者は、工事の施工にあたっては、安全に関する諸法規および本契約約款・依頼書等その他発注者の定める諸規則を遵守し、常に安全作業に努め、労働災害および施設事故の絶無を期するとともに、一般公衆の安全確保にも留意しなければならない。

2. 受注者は、自らの責任において安全衛生管理を行い、作業に従事し、事故発生時の責任は原則として受注者が負う。
3. 受注者は、万一災害事故が発生した場合は、本契約約款に定めるところにより、発注者に報告しなければならない。

(環境保全等)

第9条 受注者は、工事の施工にあたっては、環境保全に関する諸法規および発注者の指示する事項を遵守し、騒音・振動・塵埃等の発生による環境に対する悪影響の防除に努め、一般公衆に対し一切の迷惑をかけないよう万全の措置を講じなければならない。

2. 受注者は、工事の施工によって生じた廃棄物については、廃棄物処理に関する諸法規および発注者の指示する事項を遵守し、適切な処理をしなければならない。

(権利義務の譲渡の禁止)

第10条 発注者および受注者は、契約により生ずる権利または義務の全部もしくは一部を、第三者に譲渡または他の権利の目的としてはならない。ただし、あらかじめ、書面により相手方の承諾を得た場合は、この限りでない。

(一括委任または一括下請の禁止)

第11条 受注者は、発注者の書面による事前の承諾なく、工事の全部およびその主たる部分または他の部分から独立してその機能を発揮する工作物の工事あるいは工事の一部を第三者に再委託または請負わせてはならない。

(社会保険・インボイス制度への対応)

第12条 発注者は、受注者の社会保険等加入状況および適格請求書発行事業者（インボイス）の登録状況について確認し、受注者はこれに応ずる。

(知的財産権等)

第13条 受注者は、契約の履行にあたって、特許権・実用新案権・意匠権・商標権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利（以下「知的財産権等」という。）を侵害しないように注意するとともに、万一紛争が生じた場合は、受注者の責任と負担において解決しなければならない。

2. 受注者は、知的財産権等の所有者もしくは実施権者またはその代理人が、発注者に対して提起した訴訟等の手続について、発注者の支出した費用および賠償金を負担するものとし、その額等については別途発注者と受注者が双方協議のうえ決定する。

3. 前各項において、発注者が工事材料・施工方法を指定した場合に、依頼書等に知的財産権等の対象である旨の明示がなく、かつ、受注者がその存在を知らなかったときは、発注者は、受注者がその使用に関して要した費用を負担しなければならない。

(工程の承認)

第14条 受注者は、依頼書に基づき、工程表を作成のうえ発注者に提出し、その承認を受けなければならない。その工程を変更しようとする場合も同様とする。

2. 受注者は、発注者が承認した工程を厳守しなければならない。

3. 受注者は、工事に着手する場合、速やかに発注者に連絡しなければならない。

(発注者の工事担当者等)

第15条 発注者は、工事の施工にあたっては、工事担当等を選任し、受注者に通知しなければならない。

2. 前項の工事担当者等は、本契約約款および依頼書の定めるところにより施工管理を行うものとする。

(工事用道具・工事材料)

第16条 工事に使用する道具、消耗品等は原則として受注者の負担とする。また依頼書において発注者の検査を受けて使用すべきものと指定された工事材料については、当該検査に合格したものを使用しなければならない。この場合において、検査に直接要する費用は、受注者の負担とする。ただし、発注者が、依頼書に別段の定めのない検査が必要と認められる場合に、これを行うとき、当該検査に要する費用は、発注者の負担とする。

2. 発注者が受注者に無償で工事材料（以下「社給品」という。）を支給する場合は、発注者は、善良な管理者の注意をもってこれを取り扱うものとし、故意または過失により社給品・貸与品を破損・滅失し、もしくは品質を低下させ、またはその返還が不可能になったときは、発注者の指定した期間内に代品を納め、もしくは原状に復して返還し、または返還に代えて損害を賠償しなければならない。

（工事用電力および工事用水）

第17条 発注者は、受注者に対し工事に使用する電力および水が無償で支給することがある。この場合、支給範囲、取扱い等については、依頼書および発注者の指示するところによる。

（依頼書不適合の場合の改造義務および破壊検査等）

第18条 受注者は、工事の施工部分が依頼書に適合しない場合において、発注者がその改造を請求したときは、当該請求に従わなければならない。この場合において、当該不適合が発注者の指示によるとき、その他発注者の責に帰すべき理由によるときは、発注者は、必要があると認められるときは契約工期もしくは請負代金を変更し、または受注者に損害を及ぼしたときは、受注者がその損害を賠償するものとし、その額については、発注者と受注者が双方協議のうえ決定する。

2. 発注者は、受注者が第15条第1項に違反した場合において、必要があると認められるときは、その理由を受注者に通知して、工事の施工部分を破壊して検査することができる。
3. 前項に規定するほか、発注者は、工事の施工部分が依頼書に適合しないと認められる相当の理由がある場合において、必要があると認められるときは、当該相当の理由を受注者に通知して、工事の施工部分を最小限度破壊して検査することができる。
4. 前2項の場合において、検査および復旧に直接要する費用は受注者の負担とする。

（官庁検査）

第19条 受注者は、発注者が法令等に基づく工事目的物の検査（以下「官庁検査」という。）を受ける場合は、これに協力しなければならない。

（工事目的物の検査および引渡し）

第20条 受注者は、工事が完了した場合は、速やかにその旨を発注者に報告し、発注者のしゅん工検査を受けなければならない。この場合において、発注者は、必要があると認められるときは、その理由を受注者に通知して、工事目的物を最小限度破壊して検査することができる。

2. 前項の破壊検査および復旧に直接要する費用は、受注者の負担とする。
3. 受注者は、発注者のしゅん工検査に合格したとき、工事目的物を発注者に引渡すものとする。

ただし、官庁検査を要するものについては、発注者のしゅん工検査および官庁検

査に合格したとき、引渡すものとする。

4. 発注者のしゅん工検査または官庁検査に合格しない場合、受注者は、発注者の定めた期間内に修補し、改めて当該検査を受けなければならない。この場合、これに要する費用はすべて受注者の負担とする。
5. 受注者は、前項により発注者の定めた期間内に修補を完了し、当該検査に合格しても、契約工期に遅延した場合は、第25条の責を免れることができない。

(検査の立会)

第21条 発注者は、依頼書に基づき、検査を行う。

2. 受注者は、前項の検査に立会するとともに、必要に応じて発注者を助勢するものとする。受注者が立会しない場合、受注者は、発注者が行う検査の方法および結果について、異議を申し立てることはできない。
3. 受注者が第1項の検査に立会するために要する費用は、受注者が負担するものとする。

(工事目的物の帰属)

第22条 工事目的物の所有権は、第20条第3項に定める引渡しのあるときをもって、受注者に移転する。

2. 受注者は、工事目的物の所有権が移転するまで自らの責任と負担で工事目的物を管理するものとする。

(工事目的物の引渡し前の使用)

第23条 発注者は、工事目的物引渡し前において、受注者の承諾を得て、工事目的物の既成部分の全部または一部を使用し、もしくはこれに設備を付加することができる。この場合、発注者は、その使用部分について善良な管理者の注意をもって管理するとともに、受注者に損害を及ぼした場合は、発注者がその損害を賠償するものとし、その額については、発注者と受注者が双方協議のうえ決定する。

(工程および工期の遅延に対する措置)

第24条 受注者は、発注者が承認した工程に遅延するおそれがある場合は、直ちに発注者に通知し、発注者の指示に従って施工方法の変更、工事関係者の増加、工具の増設等、遅延防止に必要な措置を講じなければならない。

2. 前項の遅延により契約工期に遅延するおそれがある場合は、直ちに遅延理由およびしゅん工予定日を記載した遅延理由書を発注者に提出し、その指示を受けなければならない。
3. 第1項の措置に要した費用は受注者の負担とする。ただし、第4項で定める不可抗力による場合は、その負担について発注者と受注者が双方協議のうえ決定する。
4. 本契約約款における不可抗力とは、日本国内または調達先（日本国外を含む）において発生した、発注者の合理的なコントロールがおよばない事象とし、戦争、内乱、テロ、暴動、労働争議、疫病、原子力事故、放射能汚染、地震、噴火、台

風および津波等とする。

(延滞償金)

第25条 発注者は、受注者が自らの責に帰すべき理由により、契約工期内に工事をしゅん工することができない場合は、違約金として、契約工期（しゅん工予定日）から起算して、遅延日数1日につき請負代金（消費税および地方消費税相当額を含む。）の10000分の4に相当する金額を受注者に請求することができる。

2. 前項の遅延により、発注者が受けた損害額が前項の違約金の額を越える場合、受注者がその損害を賠償するものとし、その額については、発注者と受注者が双方協議のうえ決定する。

(臨機の措置)

第26条 受注者は、災害防止上または施工上必要がある場合は、臨機の措置を講じなければならない。この場合、受注者は、あらかじめ発注者と協議するものとする。ただし、緊急やむを得ない場合は、発注者との事前協議を要しない。

2. 前項ただし書の場合、受注者は、その講じた措置を速やかに発注者に報告しなければならない。

3. 発注者が災害防止上または施工上必要と認め、受注者に対し臨機の措置を求めた場合、受注者はこれに応じなければならない。

4. 前各項の措置に要した費用は、受注者の負担とする。ただし、天災地変その他不可抗力による場合は、その負担について発注者と受注者が双方協議のうえ決定する。

(工事の設計変更または中止)

第27条 発注者は、地質監督官庁の命令、法律の変更、その他発注者の都合により、工事の設計変更、工事の一部もしくは全部の中止、または打切りを行うことができる。

2. 前項の場合、請負代金その他の契約条件を変更する必要がある場合は、その変更について発注者と受注者が双方協議のうえ決定する。

3. 前項に基づき請負代金を変更する場合は、次の各号で定める基準により算定する。
(1) 依頼書等に定める工種（以下「工種」という。）の数量の増減にとどまる場合は、その契約単価による。

(2) 新規の工種単価を定める必要がある場合は、当該工事またはもより工事の同種もしくは類似工事の契約単価を基準として発注者と受注者が協議のうえ、決定した単価による。

(3) 工種の数量が一式表示のものおよび諸経費は、原則として変更しない。

4. 発注者は、受注者に通知して、第1項により中止された工事を再開させることができる。

5. 第1項により受注者が損害を受けた場合、発注者がその損害を賠償するものとし、その額については、発注者と受注者が双方協議のうえ決定する。

(契約内容の変更)

第28条 発注者は、必要があると認めた場合は、仕様、契約工期等（以下「契約内容」という。）を変更することができる。

2. 受注者は、法令の変更または新技術の導入等により必要と判断した場合は、仕様等の変更について、発注者に提案するものとし、発注者は、その提案をうけ、契約内容の変更について検討する。
3. 前各項により、請負代金および契約内容を変更する必要がある場合は、その変更について、発注者と受注者が双方協議のうえ決定するものとする。
4. 前各項により、受注者に損害を及ぼしたときは、受注者の責による場合を除き、発注者は、その損害を賠償するものとし、その額については、発注者と受注者が双方協議のうえ決定する。
5. 受注者は、天災地変、第5条に定める関連工事の調整への協力その他受注者の責に帰すことができない事由により契約工期内に工事をしゅん工することができない場合は、遅滞なく発注者に対してその理由を付した書面により、必要と認められる契約工期の変更を請求することができる。この場合、契約工期、請負代金および契約内容の変更について、発注者と受注者が双方協議のうえ決定する。

(賃金または物価等の変動にもとづく請負代金の変更)

第29条 発注者または受注者は、契約工期内に予期することのできない経済事情の激変等によって賃金または物価等が変動し、請負代金が不相当となったと認められるときは、相手方に対して、その理由を明示して請負代金の変更について協議を求めることができる。

なお、請負代金の変更額については、発注者と受注者が物価指数等に基づき双方協議のうえ決定する。

(請負代金の支払)

第30条 受注者は、第23条第3項に定める工事目的物の引渡し完了した場合、発注者へ請負代金を請求する。

2. 前項の請求に基づく請負代金の支払は、原則として、次の各号のとおりとし、発注者は、受注者の指定する口座への振込みにより支払う。

(1) 検収後一括払の場合

受注者が第20条第3項により工事目的物を発注者に引渡した月（20日締）の翌々月の25日（休日の場合は翌営業日）に一括して支払う。ただし、受注者が別な支払日を希望する場合には発注者と協議のうえ別途決定する。

(契約不適合責任)

第31条 工事目的物が種類、品質または数量に関して契約の内容に適合しない（以下「契約不適合」という。）ときは、発注者は、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める期間、受注者に対して、当該契約不適合にかかる修補、代替物の引渡しまたは不足分の引渡し（以下総称して「履行の追完」という。）を請求すること

ができるものとし、受注者は、これに応じなければならない。ただし、当該契約不適合が受注者の故意または重大な過失によって生じたものであるときは、第1号に定める期間を2年、第2号に定める期間も2年とする。

(1) 金属造またはコンクリート造の建物、その他土地の工作物 2年

(2) 前号以外のもの 2年

2. 前項の規定にかかわらず、当該契約不適合が重要ではなく、かつその履行の追完に過分の費用を要する場合は、発注者は受注者に対して、当該履行の追完を請求することはできないものとする。

3. 第1項の履行の追完によっては解消しえない損害を発注者が受けた場合は、受注者がその損害を賠償するものとし、その額については、発注者と受注者が双方協議のうえ決定するものとする。

4. 発注者は、第1項に基づき、契約不適合につき、受注者に対して、相当の期間をもって履行の追完の催告をしたにもかかわらず、当該期間内に履行の追完が行われない場合は、当該契約不適合の程度に応じ、受注者に対して、請負代金の減額を請求することができるものとする。ただし、当該履行の追完が、次の各号のいずれかに該当する場合は、発注者は受注者に対して、催告を要することなく直ちに請負代金の減額を請求することができるものとする。

(1) 履行の追完が不能であるとき

(2) 受注者が履行の追完を拒絶する意思表示をしたとき

(3) 工事の目的物の性質または当事者の意思表示により、特定の日時または一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、受注者が履行の追完をしないでその時期を経過したとき

(4) 前各号のほか、発注者が催告をしても履行の追完を受けられる見込みのないことが明らかであるとき

5. 第1項に基づき履行の追完を行った場合、当該部分にかかる契約不適合責任期間は、当該履行の追完の完了を確認した時点から起算し、第1項各号に定める期間を準用するものとする。

6. 契約不適合が社給品の品質または発注者の指示による場合は、第1項は適用しないものとする。ただし、受注者が、当該社給品の品質または発注者の指示が不適合であることを知りながら、これを受注者に報告しなかった場合は、この限りでない。

(発注者および第三者に対する損害)

第32条 受注者は、工事の施工について発注者に損害を及ぼしたときは、受注者がその損害を賠償しなければならない。ただし、その損害のうち、明らかに発注者の責に帰すべき理由により生じたものについては、発注者が負担する。

2. 受注者は、工事の施工について第三者に損害を及ぼしたときは、受注者がその損害を賠償しなければならない。ただし、その損害のうち、明らかに発注者の責に帰すべき理由により生じたものについては、発注者が負担する。

3. 前項の規定にかかわらず、工事の施工に伴い通常避けることのできない騒音、振

動、地盤沈下、地下水の断絶等の理由により第三者に損害を及ぼしたときは、発注者がその損害を負担しなければならない。ただし、その損害のうち、工事の施工につき受注者が善良な管理者の注意義務を怠ったことにより生じたものについては、受注者が負担する。

4. 前3項の場合、その他工事の施工について第三者との間に紛争が生じた場合においては、発注者と受注者が協力してその処理解決にあたるものとする。

(危険負担)

第33条 工事目的物の引渡完了前に、その工事目的物または受注者の管理する工具、仮設備等について、破損・滅失、その他の損害（次条に定める損害は除く。）が生じた場合は、受注者がその損害を負担しなければならない。ただし、その損害のうち、発注者の責に帰すべき理由により生じたものについては、発注者が負担する。

(天災地変その他不可抗力による損害)

第34条 天災地変その他不可抗力により工事目的物、現場搬入の工具、または仮設備等に重大な損害を受けた場合、その損害について発注者と受注者が双方協議のうえ決定するものとする。ただし、受注者が適切な処置を施さず、または明らかに注意を怠ったことにより損害が発生したと認められる場合は、受注者が負担する。

(契約の解除)

第35条 発注者は、次の各号の一に該当する場合は、当該事象が受注者の責に帰すべき事由によるものかにかかわらず、相当の期間をもって催告のうえ、当該期間内に履行がないときは契約の全部または一部を解除することができる。ただし、第4号ないし第8号に該当する場合は、催告その他の手続を要せず、契約の全部または一部を解除することができる。

- (1) 受注者が正当な理由なく工事に着手すべき期日を過ぎても工事に着手しない場合
- (2) 受注者の責に帰すべき理由により、契約工期内に工事をしゅん工する見込みがない場合
- (3) 受注者が正当な理由なく工事を中止、停止または放棄した場合
- (4) 受注者の資格に異動が生じ、工事を続行する能力がないと認められる場合または破産等のおそれがある場合
- (5) 受注者が監督官庁から営業の停止等の処分を受けた場合
- (6) 受注者が解散の決議をした場合
- (7) 受注者が第三者からの仮差押え、仮処分または強制執行等の申立てがあった場合、あるいは処分を受けた場合
- (8) 受注者について破産・民事再生もしくは会社更生の申立てまたは金融機関の取引停止の処分がなされた場合
- (9) 前各号のほか、受注者が契約の各条項を遵守せずまたはこれに違反し、もしくは

は誠実に契約を履行する意志がないと認められる場合

2. 受注者は、発注者が次の各号の一に該当する場合、相当の期間をもって催告のうえ、当該期間内に発注者から改善策の提示がないときは契約の全部または一部を解除することができる。ただし、第3号ないし第6号に該当する場合は、催告その他の手続を要せず、契約の全部または一部を解除することができる。
- (1) 発注者の責に帰すべき理由により、工事目的物のしゅん工が不可能になった場合
 - (2) 発注者の都合により、所定期日を過ぎても着工の見通しが長期にわたってたたない場合、または発注者の都合により中止された工事の再開見通しが長期にわたってたたない場合
 - (3) 発注者が監督官庁から営業の停止等の処分を受けた場合
 - (4) 発注者が解散の決議をした場合
 - (5) 発注者が第三者からの仮差押え、仮処分または強制執行等の申立てがあった場合、あるいは処分を受けた場合
 - (6) 発注者について破産・民事再生もしくは会社更生の申立てまたは金融機関の取引停止の処分がなされた場合
 - (7) 前各号のほか、発注者が契約の各条項を遵守せずまたはこれに違反し、もしくは誠実に契約を履行する意志がないと認められる場合

(契約解除の場合の取扱い)

第36条 前条により契約が解除された場合は、次のとおり取扱う。

- (1) 受注者は、工事中諸設備等のうち、発注者が工事施工上必要と認めたものは、これを発注者に引渡さなければならない。
- (2) 受注者は、工事の既成部分を現状のまま発注者に引渡すとともに工事現場に残存する受注者の材料のうち発注者が必要と認めたものは、これを発注者に引渡さなければならない。
- (3) 前各号の場合の対価は、契約単価によるものとし、これによりがたいものは、発注者と受注者が協議のうえ決定した価格による。
- (4) 第1号および第2号の場合、受注者は、その引渡しを拒むことはできないものとし、発注者は、当該物件の引渡完了後その対価を受注者に支払わなければならない。この場合において、発注者は、必要があると認められるときは、その理由を受注者に通知して、既成部分を最小限度破壊して検査することができる。この場合、検査および復旧に直接要する費用は受注者の負担とする。
また、出来高払の場合は、出来高に対する既支払額をもってその対価の支払に充当することとし、これに不足がある場合、発注者は、追加払いをし、余剰がある場合、受注者は、これを発注者に返還しなければならない。
- (5) 受注者は、貸与品および未使用の社給品を発注者に返還するとともに、速やかに工事現場を明け渡さなければならない。
- (6) 受注者が正当な理由なく、発注者の指定した期日までに引渡し、返還および明渡しをしない場合は、受注者の負担において発注者が処理することができる。

2. 前条により契約を解除した場合、解除の相手方は違約金として、請負代金（消費税および地方消費税相当額を含む。）の10分の1に相当する金額を解除者に支払わなければならない。ただし、解除者が違約金によって補てんができない損害を受けた場合は、その損害額について、発注者と受注者が協議のうえ、解除の相手方がその損害を賠償する。

（反社会的勢力への対応）

第37条 発注者および受注者は、それぞれ相手方に対し、次の各号に掲げる事項を確約するものとする。

- (1) 自らまたはその役員、責任者もしくは実質的に経営権を有する者（以下総称して「その役員等」という。）が、暴力団、暴力団員、暴力団関係者、総会屋、その他の反社会的勢力（以下総称して「反社会的勢力」という。）ではないこと
 - (2) 自らまたはその役員等が、反社会的勢力との間に、社会的に非難されるべき関係を有していないこと
 - (3) 自らの下請負人等もしくはその役員等または契約履行のために自らもしくはその下請負人等が使用する従業員が、反社会的勢力ではないこと、または反社会的勢力との間に社会的に非難されるべき関係を有していないこと
 - (4) 前号に違反していることが判明した場合は、当該下請負人等との関係を速やかに遮断し、または、当該従業員を契約の履行から速やかに排除するなど、適切な対応をとること
2. 発注者および受注者は、自らが前項第1号、第2号または第3号に違反することが判明した場合、直ちに相手方にその旨を報告するものとする。
 3. 発注者および受注者は、相手方が第1項第1号、第2号または第4号に違反する場合は、催告を要せず契約を解除できるものとし、当該解除により相手方が受けた損害について、一切賠償責任を負わないものとする。

（カルテル等への対応）

第38条 受注者は、発注者との契約について、受注者が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（以下「独占禁止法」という。）第3条の規定に違反し、または受注者が構成事業者である事業者団体が独占禁止法第8条第1号の規定に違反し、次の各号のいずれかの処分を受けた場合は、違約金として、請負代金の10分の1に相当する金額を、発注者の指定する期日までに支払わなければならない。

なお、算定した違約金に円未満の端数がある場合は、これを切り捨てるものとする。

- (1) 公正取引委員会が受注者に対し、独占禁止法第7条、第7条の2、第8条の2または第8条の3の規定に基づく命令を行い、当該命令が確定した場合（確定した当該命令が同法第51条第2項の規定により取り消された場合を含む。）
- (2) 公正取引委員会が受注者に対し、独占禁止法第7条の2第18項または第21項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行った場合
- (3) 受注者（法人にあっては、その役員または従業員を含む。）の独占禁止法第8

9条第1項または第95条第1項第1号に規定する刑が確定した場合

2. 受注者は、発注者との契約について、受注者が独占禁止法第7条の2第18項または第21項の規定による通知を受けた場合には、速やかに当該通知文書の写しおよび前項に定める「課徴金の減免に係る報告書」の写しを、発注者に提出しなければならない。
3. 当該独占禁止法違反により発注者が受けた損害額が、第1項の違約金の額を超える場合、受注者がその損害を賠償するものとする。

(違約金等の支払)

- 第39条 発注者または受注者は、相手方に支払うべき違約金・賠償金を相手方の指定する期日までに支払わなければならない。
2. 発注者は、受注者に支払うべき請負代金(消費税および地方消費税相当額を含む。)から前項の金額を控除し、なお不足する場合は追加支払を求めることができる。

(特約条項)

- 第40条 発注者および受注者は、必要に応じ本契約約款と異なる条件により、契約を締結することができる。
2. 前項による特約は、本契約約款に優先するものとする。

(簡易工事の取扱い)

- 第41条 工期が一週間に満たない簡易な工事については、本契約約款の定めにかかわらず、次の書類の全部または一部の発行および提出を省略することができる。
- (1) 工程表 (第14条)
 - (2) 着工連絡 (第14条)

(疑義の解明)

- 第42条 本契約約款の記載事項に疑義が生じた場合または本契約約款に定めのない事項については、発注者と受注者が双方協議のうえ解決するものとする。

(裁判管轄および準拠法)

- 第43条 契約に関する訴訟については、広島地方裁判所(または簡易裁判所)を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。
2. 契約は、すべての点で日本国の法令に従って解釈され、法律上の効力が与えられるものとする。